

# 【実行委員会資料1：別添】

## 部会等設置要綱

1. 部会として、総合調整部会、行政部会、産業部会を設置し、行政部会は、都道府県分科会及び市町村分科会を設置することができる。

(注1)地方公共団体関係者及び産業関係等法人関係者は、それぞれ行政部会及び産業部会に所属する。

2. 行政部会の下に、下記の作業委員会を設置する。

①普及啓発作業委員会

②情報システム等作業委員会

③住民主体啓発作業委員会

(注2)行政部会に所属する者は、最低限各作業委員会のいずれかに参加することを基本とする。

3. 総合調整部会は、実行委員会での決定事項の原案を作成するとともに、各部会と各作業委員会の活動の総合調整を行う。

4. 当分の間、実行委員会は、総合調整部会を兼ねるものとする。